

**件名：小山町議会議員及び小山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
(案)の概要について**

1 制定理由

町村における選挙の立候補の環境の改善を図るために、公職選挙法の一部改正が行われ、各町村で条例を定めることにより、選挙運動の一部を公費で実施できることとなった。

以上のことから、改正後の公職選挙法に基づき、小山町議会議員及び小山町長の選挙における選挙運動に係る経費を公費で負担することに関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものである。

2 小山町議会議員及び小山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(案)の概要

公職選挙法に基づき、小山町議会議員及び小山町長の選挙における選挙運動用自動車の使用、ビラ及びポスターの作成に係る費用の公費負担に関し必要な事項を定める。

(1) 選挙運動用自動車使用の公費負担

○小山町議会議員及び小山町長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）が使用する選挙運動用自動車の費用（候補者の届出があった日から、当該選挙の期日の前日までのものに限る。）は、町が負担する。

○町が負担する額の上限は、次のとおり（①、②いずれか一方のみ）

① 一般運送契約（車両、燃料、運転手まで一括借上げ） 日額 64,500円

② 一般運送契約以外 次に掲げる区分ごとの額

ア 自動車借入れ費用 日額 16,100円

イ 選挙運動用自動車に供給した燃料代 日額 7,700円

ウ 運転手への報酬 日額 12,500円

(2) 選挙運動用ビラ作成の公費負担

○候補者が作成する選挙運動用ビラの作成費用は、町が負担する。

○町が負担する額の上限は、次のとおり。

・小山町議会議員選挙 枚数：1,600枚 単価：7.73円/枚

・小山町長選挙 枚数：5,000枚 単価：7.73円/枚

(3) 選挙運動用ポスター作成の公費負担

○候補者が作成する選挙運動用ポスターの作成費用は、町が負担する。

○町が負担する額の上限は、小山町議会議員選挙、小山町長選挙いずれも次のとおり。

枚数：ポスター掲示場の数 (66か所を想定)

単価：900円/枚

(4) その他

○当該候補者に係る供託物が没収となった場合は、(1)から(3)までの公費負担の対象外。